

1. 趣旨・目的

「慶應義塾知的財産ポリシー」にて示している知の好循環の実現を通し、教育・研究・医療の進展、経済社会の活力の増進および豊かな文化の創造に寄与するにあたり、知的財産の社会実装を効果的に実施できるスタートアップ等の企業への技術移転に関する方針を定める。知的財産の技術移転においては、技術の新規性・革新性の観点で社会実装を担う主体としてスタートアップが適する場合もあり、その場合においては、スタートアップへの技術移転を積極的に検討する。

2. 本ガイドライン制定の背景

スタートアップは、限られた資金的・人的リソースを特定の事業に集中的に投下することで急成長を目指すものであり、その結果として、技術移転された慶應義塾の知的財産の社会実装が進んでいくと考えられる。そのため、慶應義塾の知的財産の社会実装を目指すスタートアップに対しては、知的財産の技術移転の形式、利用条件および対価設定において、その特性を考慮し、柔軟な対応を検討する。以下、代表的な技術移転の形式における、スタートアップの特性を考慮した対応方針を示す。

3. 優遇措置に関するガイドライン

慶應義塾が第三者と取り交わした契約等に特段の定めがない限り、原則として次のとおりとする。

(1) 実施許諾および譲渡の対価としての株式等を取得

資金を成長等に投資する必要があるスタートアップからは、知的財産権の実施許諾および譲渡の対価として、一時金もしくはランニングロイヤリティ等の支払いの全部またはそれらの一部を代替することを目的として、株式等による支払いを求めるものとする。

(2) 実施許諾契約

実施許諾契約の期限は、特許期間満了までを可能とし、当該期間中、実施許諾契約の対象となる知的財産について、適切な対価による独占での実施を認める。ただし、適用範囲が広い知的財産の場合は状況に応じて実施範囲を定めることも考慮する。許諾対象にノウハウが含まれる場合は、ノウハウを使用する限り、実施許諾契約の期限は特許期間満了までに限らない。

(3) 知的財産の譲渡

慶應義塾が保有する知的財産について、スタートアップから譲渡を求められた場合は、当該知的財産を創作した慶應義塾に所属する研究者が、将来、慶應義塾での試験または研究を超える範囲での利用意向がない場合に限り、適切な対価による当該スタートアップへの譲渡に応じる。

(4) スタートアップとの共同研究における成果物の取扱い

スタートアップとの共同研究の結果、生まれた成果物のうち、共同でなした知的財産（以下、「共有知財」という。）については、原則として当該スタートアップとの共有とし、当該共有知財が当該スタートアップの事業戦略上重要であると認められる場合には、当該スタートアップによって独占的に利用できるように考慮する。また、当該スタートアップの事業戦略等に鑑み、当該知的財産を創作した慶應義塾に所属する研究者が、将来、慶應義塾での試験または研究を超える範囲での利用意向がない場合に限り、適切な対価による当該スタートアップへの共有知財の持分譲渡に応じる。

4. 主管

このガイドラインの主管はイノベーション推進本部とする。

5. 改廃

このガイドラインの改廃は、イノベーション推進本部運営会議の発議に基づき、常任理事会の議を経て塾長が決定する。

附則

このガイドラインは、2025年1月1日から施行する。